

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		令和6年度福津市福祉施策策定審議会
開催日時		令和6年10月4日（金）午前10時00分から 午前11時50分まで
開催場所		福津市役所 本館2階 庁議室
委員名		(1) 出席委員 <input checked="" type="checkbox"/> 青谷 勇 <input checked="" type="checkbox"/> 占部 幸子 <input checked="" type="checkbox"/> 谷岡 智子 <input checked="" type="checkbox"/> 玉来 秀久 <input checked="" type="checkbox"/> 永田 和子 <input checked="" type="checkbox"/> 村山 浩一郎 <input checked="" type="checkbox"/> 山下 亜樹子 (2) 欠席委員 なし
所管課職員職氏名		健康福祉部長・青谷 哲也 福祉課長・大庭 武志 福祉総務係長・山本 美加子 福祉総務係・諸石 聡 福津市社会福祉協議会総務課長・浅井 あかね 福津市社会福祉協議会地域福祉係長・中島 浩 福津市社会福祉協議会地域福祉係・岩永 信輔
会 議	議 題 (内 容)	(1) 第3期福津市地域福祉計画・第2期福津市地域福祉活動計画の基本目標の進捗状況について (2) その他
	公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	1人
資料の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・レジュメ ・福津市福祉施策策定委員会委員名簿 ・令和5年度「第3期福津市地域福祉計画」「第2期地域福祉活動計画」の事業進捗状況管理表 ・第2期地域福祉活動計画の基本目標の進捗状況について ・地域福祉事業の推進体制 	
会議録の作成方針		<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全文記録
		<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
		<input type="checkbox"/> 要点記録
		記録内容の確認方法

その他の必要事項	議事録署名人 _____ 印
	議事録署名人 _____ 印

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
事務局 （山本）	【1. 開会】 事務局あいさつ
事務局 （青谷）	【2. 健康福祉部長あいさつ】
事務局 （青谷）	【3. 委嘱状交付】
	【4. 委員紹介・事務局自己紹介】
事務局 （山本）	<p>【5. 会長・副会長互選】</p> <p>福津市福祉施策策定審議会規則第4条に、審議会に会長及び副会長を置いて、その選出は互選するとなっております。皆様にご承諾頂ければ、事務局から推薦させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>会長は、村山委員にお願いしたいと思います。</p> <p>続きまして、副会長の選出を行わせていただきたいと思います。副会長につきましても、会長同様に事務局から推薦させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p> <p>副会長には、青谷委員を推薦させていただきたいと思いますが、皆様、よろしいでしょうか。</p> <p>《異議なし》</p>
村山会長	<p>【6. 会長あいさつ】</p> <p>本計画は5年計画で、今年で3年目ということなので、真ん中年度になります。残りの期間を見据えて、計画を達成するためにどういうことが必要なのかということ。改めて、この中間時点でもう1回、見直していきたいと思います。</p>
事務局 （山本）	<p>「福津市附属機関の会議の公開に関する要綱」第2条第1項で、附属機関の会議は原則として公開すると定められています。また、同要綱第3条第1項には、附属機関の長が公開又は非公開を決定することができると定められています。そこで、本日の審議会を公開するかについて、審議会に諮りたいと思います。審議していただく内容からも特段の支障はないものと思われますので、公開してよろしいでしょうか。</p> <p>《意義なし》</p> <p>ありがとうございます。では、今回の審議会には1名傍聴の希望がありますので入室を許可します。</p> <p>「福津市附属機関の会議の公開に関する要綱」第8条1項で、本日の審議会は事務局で会議録を作成し、広く一般に公開しなければいけないこと</p>

	<p>となっております。また、同規則第9条第2項には、所属課長は、前条に規定する附属機関の会議の会議録を作成するときは、当該附属機関の長が指定した者により会議録の確認を得るものとする」とあります。会議録の確認は2名お願いすることになっています。本日の会議につきましては、事前に、青谷委員と山下委員に会議録の確認と署名をお願いしております。よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《意義なし》</p> <p>ありがとうございます。青谷委員と山下委員に本日の会議録の確認と署名をお願いしたいと思います。</p> <p>つづきまして、福津市福祉施策策定審議会規則第5条第1項では、審議会の議事運営については会長が議長になると定められておりますので、今からの議事の進行につきましては会長をお願いいたします。</p>
村山会長	<p>【7. 議題】</p> <p>令和5年度の計画の進捗状況の確認をするというのが一つの目的でございます。令和5年度の進捗状況につきましては事前に、事務局から資料をお送り頂いておりますので、お目通し頂いていると思います。こちらのほうは事務局から改めて、ご説明はされないということですので、気になる点等について、ご質問をお願いします。その後、計画は、3年目ということで、中間点ですので、今後残りの期間で、重要になってくるであろうというポイントを、幾つか取上げて、事務局のほうにご説明頂こうと思っています。ご意見ある場合は、1番左側に通し番号がついておりますので、通し番号を言ってご発言頂ければと思います。</p>
占部委員	<p>検討事項として、例えば、プランに対する成果で、主観になるかもしれませんが、事務局が考える客観的な指標、一部分だけ達成しているのか、ほぼ完全に達成しているのかなど、ランクづけされて、一覧としてあると分かりやすいと思います。来年以降とかですね。主観なので、難しいとは思いますが、達成状況の度合いを、ABCランクや1から5段階評価にすると分かりやすいと思います。</p>
村山会長	<p>事務局としては、進捗状況の指標を段階で記載することは可能ですか。</p>
事務局 (山本)	<p>ランクがあつたら分かりやすいと思いますので、検討させていただきます。</p>
事務局 (大庭)	<p>5年度単年度で見るとか、複数年度、4年から8年度までの全体の中で何%と見るのか細かいところを決めながら、ご意見頂きましたので検討していきたいと考えています。</p>
事務局 (青谷)	<p>様々な計画がありそれぞれ進捗管理を行っている。計画の中で、ABCなどの進捗管理の指標を取上げているものもあります。他の計画を参考にして進捗管理に努めていく。</p>
村山会長	<p>ひとつひとつについて、細かく客観的な指標をつくるというのは難しいと思いますが、事務局のとして、うまくいっているのか、進んでなさそう</p>

	なところがどこなのかという、目星をつけるという意味でも、事務局としての評価を一旦お示し頂くと、見やすいため、ご検討頂ければと思います。
事務局 (山本)	評価というのが事務局とお話がありましたが、事業が他課のものに関しては、担当課でどこまで達成しているかを評価していただく形でよろしいでしょうか。
村山会長	担当課も含めてつけると思っています。 他に質問はありますか。
谷岡委員	8ページの66のところですか。就学困難や保護者の経済的負担を軽減する事業のチェックのところに特になしと書いてあるが、本当に課題はないのかという疑問がありました。中学校のスマホ教室など、福祉部会を通して、行かせてもらって、子供さんの様子を見ると、服装なども違ったりもする。本当に特になしなのかと感ずるところがあります。
事務局 (山本)	課題がないということはないと思うので、次回は担当課に課題をあげてもらおうようにします。
玉来委員	3ページの25番です。私自身が外出支援、ドライバーやっています。ここに書かれていませんが、運転手の確保ができず、外出支援の事業実施に至らない地域が多く、私どもの隣の光陽台3区が、外出支援をやりたいということと言われるが、世帯数が100世帯ぐらいしかないこともあり、ボランティアが集まらない。今後の改善案に高齢者サービス課等と検討するとありますが、市全体で例えば、ボランティアの募集等をしていただき、買物支援や分別支援でも、ボランティアの少ないところに派遣するというような制度を考慮していただけると非常にありがたいという気持ちがあります。
事務局 (岩永)	外出支援に関しては、市外出支援活動団体サポート事業の中での審議会を行っておりまして、その中でもこういったご意見が出ています。地域の縛りなどは、特にない制度になっておりますのでその辺も、審議会で審議しながら、今後検討してまいりたいと思います。
事務局 (中島)	ハード面の車の確保ですが、地域の皆さんの要望もあり、今年また車両が追加されたため、より幅広く地域に募集がかけられる状況になっております。また、市全体で地域福祉活動の担い手が不足している、後継者がなかなか見つからないという課題もありますので、そういった課題等もあわせて検討していく必要があるかなと思っております。
村山会長	ほかに質問はありますか。
永田委員	5番で、自治会加入の案内パンフレットで、自治会加入への案内がしやすく助かりました。ありがとうございました。
事務局 (山本)	これが、自治会加入のパンフレットです。今回、担当課が作成したようです。皆様には、後ほど配布させていただきたいと思っております。

永田委員	若い人の転入が多いけど、なかなか地域との交流がないので、自治会加入の話を持っていくのが、なかなか難しいなと思っていたのですが、何回も訪問するうちにこのパンフレットが役立って加入していただきました。
村山会長	やっぱり丁寧な説明が足りない面もありますよね。自治会加入率は、行政としてどの程度か把握されていますか。
事務局 (中島)	8割です。
村山会長	全国的に、総務省の調査で7割程度が全国平均。筑豊近辺が50%くらいが多いので、それから考えると若い人が多いまちで8割というのはすごいと思います。
永田委員	1番いいですか。地域支えあい登録者名簿ですが、制度が始まりずいぶん経ちますよね。
事務局 (山本)	制度ができたのが平成24、5年度くらいですね。令和4年度に既に登録されている人の更新案内と未登録者に案内の文書を送付させていただきました。対象者が14,000人ほどおられ、まだ届出をされていない方が7,000人くらいおられますので、届出の案内をしたいと考えています。
村山会長	避難行動要支援者名簿は地域支えあい名簿と一致するのですか。
事務局 (山本)	地域支えあい名簿の対象者がいて、その中の障がい者等の要支援者が避難行動要支援者名簿に登載されることになります。
村山会長	この名簿は民生委員さんとか地域の見守り活動をされる方と共有されているでしょうか。
事務局 (山本)	地域支え合い連絡カードは、対象者が65歳以上のひとり暮らしの単独世帯の方、高齢高齢者のみ世帯の方、ひとり暮らしの方、障がいのある方が、避難行動要支援者の対象ということになっております。地域支えあい連絡カードの中で、避難行動要支援者の登録も行っています。地域支えあい連絡カードは、民生委員にコピーをお渡しして、地域の見守り活動、災害等の支援に活用していただいています。それ以外にも、名簿は、地域の郷づくり協議会を通じて、自治会長にも貸与をしております。また、社会福祉協議会、宗像警察署と宗像消防本部にもお渡ししています。毎年名簿の内容は変わりますので、毎年4月に古い名簿を回収させていただいて、最新の情報の名簿をお渡ししています。
永田委員	民生委員さんが全部の人に連絡をされているのですか。
青谷委員	我々は、要支援者には訪問するなどして、見守りをしています。
永田委員	災害の時にその人に対してどんな支援をするかというのは、各自治会に任せるといえることですか。
青谷委員	私の担当地区は、自治会が隣組の人をお願いするようになっています。

	<p>なにかあったときは、誰が支援するのかということは、自治会で決めています。民生委員はそれに手助けをすることです。</p>
永田委員	<p>そうしないと回らないですよ。うちの地区も民生委員が2人いますが手が回らないから、地区でつながり隊という活動をしており、13名くらいが4、5名を手分けして毎月訪問して、情報を民生委員さんにお伝えしています。とても民生委員さんだけではできないと思います。</p>
青谷委員	<p>私は花見ですが、花見の自治会は組長さんが対応する、要するに防災組織がありますので、そちらに連絡するとかそういうのもありますので、なにかあったらそういう組織で対応しています。民生委員が前面に立つということは少ないです。民生委員に相談があれば対応はしています。私のところはそうですが、他の地域はどうか分かりません。</p>
村山会長	<p>民生委員さんの負担の大きさというのは、なかなか、なり手が不足しているという状況もありますので、地域の自治会等と民生委員さんが連携しないととても難しいと思います。そういう意味で、連携がとれている、それが全部の地域でそうとは限らないので、民生委員さんと地域の連携を強めていく必要があると思います。避難行動要支援者に関しましては35番にありますように個別避難計画、避難が難しい方のリストはありますが、ひとりひとりについて、いざという時に誰が避難の支援をするのかということについては、個別避難計画をつくるというのがこれからの課題ですね。どの自治体もこれは難しい課題で、全部できていますという自治体は見たことがない状況ですね。個別避難計画をつくっていくというのが課題ですね。他に何かありますか。お気づきの点とか。</p>
山下委員	<p>虐待のところNo.52のところですね。多方面で私たちも高齢者の虐待で、高齢者が虐待を受けることもありますし、虐待をしているとか、関わっていたりを見聞きするのですが、どうしても目に見える虐待だけじゃなくて、今から虐待になりそうだからってということとかが推察できるような状況、隠れ虐待みたいな感じで、そういうこともあつたりするので高齢者に限らず、これまで結構研修であつたり相談の窓口があつたりするんですが、いろんな形で、虐待に関するこの学びであつたりとか、してはいけない相談はどこにあるみたいな何かこう多方面でアプローチができたらいいなと思いつつながら、オンラインを使ったとかも書いてあるので、時代に合った感じで推進していただけたらいいなと思っております。</p>
村山会長	<p>ありがとうございます。虐待防止に関する研修、もっと、見守りの目を広げていきたいので、研修をいろんな形で進めていただきたいということでもよろしいですか。オンラインやっぱり便利ですよ。本当に参加しやすいですね。</p>
事務局 (青谷)	<p>結構コロナ禍があつて、このオンラインを活用するっていうのが浸透してきて、特に例えば県庁ですかね県のほうで研修があつて、必ず県庁に行っていたのですが、そういうのはもう普通にオンラインということで、</p>

	その場で県との画面を通じたやりとりが主流みたいな状況です。
村山会長	そうですね。その研修内容を録画しといてあと好きなきに入るとい うメリットも入ってきます。やっぱり、広く、虐待防止について理解を深 める広める必要があると思うので、いろんな開催方法で広げていただきた い。
永田委員	市の助けを借りて、Z o o mの講習会をさせてもらったんですけどなか なか難しい。ましてサロンで高齢者を相手にするのは難しいなと思いま す。まずはスマホの研修とかをしっかりやらないといけない。
村山会長	地域福祉活動もいろいろ慣れてくれば使えるかもしれません。 その交流の場をつくったり見守りをするのに、I C Tを使うというのもち よっと検討しないときですね。
青谷委員	59番で負担感になっていると書いてあるが民生委員に関しては、あま りないじゃないかと感じています。 なぜかといったら、民生委員に相談があったら、もう包括支援センターに 相談してくださいとかいろんなことをしますので、ただ、今言ったよう に、自治会とか、郷づくりというようなところで、小地域福祉会なんかで はちょっと分かりませんが、民生委員は負担にはなっていないと思うので すよね。相談するところが分からんということはないのですね。 だからこれは民生委員児童委員、自治会長、郷づくり推進協議会とかがあ りますので、他のところはちょっと分からない。
村山会長	これは社協さんですよ。今後の課題のところ、ちょっと趣旨をご説明 ください。
事務局 (浅井)	そうですね。高齢者だったら、包括支援センターにというところで定着 はしていると思うんですけど、何か隣に引きこもっているような人がいる とか、道路に物を投げて、警察沙汰になった人がいるとか高齢者じゃない ちょっと地域で問題があるところを発見された民生委員さんたちっていう のはやっぱり自治会の方とも相談して、どうしたものかっていうことで困 られていたっていうケースは結構あります。実際ですね、それに対応して くれたところに持っていったらいいのですけど、門前払いのような対応を されたっていうことで、あとで聞かせてもらったこともあるので、担当者 にもよったのかもしれないですけど、なかなかうまくその窓口につながら ずというケースはよく聞きます。
青谷委員	私のところに相談に来たら、もう私は警察に相談してくださいとか言う だけです、実際にはですね。
事務局 (青谷)	もちろんその専門につなぐっていうのも重要な仕事でございますので、 必ずそこで解決せないかんというわけでもないと思います。
青谷委員	民生委員は、そういうトラブル、地域の中でトラブルを、隣近所の人か ら相談を受けた場合は、役所に持っていても駄目だから、警察に相談し

	<p>たほうがいいですよとかそういう対応をしていると聞いてます。実際、役所に持っていってもなかなか解決できないですけど警察に相談行ったら一応は相談に乗ってくれるんですよ。ですから私は、そんなに負担になるという感じにはなっていないんじゃないかと思います。つなぎ方が悪いか、自分で悩んでいるんじゃないかなという感じがするんですよ。</p>
事務局 (青谷)	<p>民生委員さんが相談受けて抱え込むのもよくないですし、少なくともやっぱり行政の窓口というか、何らかの形で、そこで解決すればいいのでしょうけど、ただ抱え込むのは絶対よくないと思うので、それは何らかの形で行政、どこが近いんじゃないかというところの部署にご相談されて、どこに繋ぐ、広げていくような形をとらないといけないかなと思います。</p>
村山会長	<p>これ、この項目は民生委員さんが活動できていないということによってあるわけではなく、民生委員さんが活動しやすい環境を、専門機関のほうがもうちょっとつくらないといけないですね。抱え込まなくていいようどこかにつなげるとかいうことが、しっかりこう自分でできる民生委員さんもいらっしゃいますけど、なったばかりの方もいらっしゃるでしょうし、そういう民生委員さんが、迷ったり抱え込んだりしないように、しっかりサポートできればいいと思います</p>
事務局 (山本)	<p>どうしても、民生委員さんにやっぱり負担が行くっていうところも、もうちょっと行政とかですね警察とかもサポートができればいいのでしょうけれども、なかなかそこがうまくできてないところがあるのかなというところは感じとして思っております。</p>
村山会長	<p>民生委員さんだけでなく、一般の住民の方、見守りとか入ってる方もいるでしょうから、民生委員さんほど情報を持ってないでしょうから、そういう方のサポートも含めて体制強化が必要かなというふうに思います。ありがとうございます。ほかにもございませんでしょうか。そしたらですね、いろいろご意見出ましたので、全体としては、これで進めていただければと思うんですけど幾つかですね、もうちょっとこういうことに力を入れてほしいというご意見も出ましたので、これを出たご意見を踏まえて、また取組を進めていただければと思います。今後、これまでの計画期間の中で、新しい動きになって、基幹相談支援センターができたり、権利擁護の中核機関ができたりしていますので、その辺りの説明を補足していただこうかなと思っています。またですね、地域の状況というのが、つまり自治会町内会レベルに福祉会があって、郷づくりがあって、あと介護保険の協議体があって、いろいろ地域の中に活動する単位が重層的にあるので、ちょっとそこを1回整理してお示しいただけないでしょうかということをお願いしまして、それはこの資料だと思いますので、地域づくり、基本目標1の地域づくりに関してちょっと地域づくりの全体像を示してくださいということと、あと相談体制と権利擁護に関して、新しい動きがあると思うので、その辺りちょっとご説明くださいっていうことをあらかじめ</p>

	<p>よっとオーダーを出しました。そこをちょっとご説明頂ければと思います。</p>
<p>事務局 (浅井)</p>	<p>まず、社協のほうから地域づくり、この計画の基本目標である地域で支え合うまちづくり、誰もが安心して暮らせるまちづくり、いつでも相談できるまちづくりです。地域づくりと権利擁護と包括的支援体制の整備というところに絞ってちょっと現状と課題についてお話をさせていただきたいと思います。まず、地域づくりのほうから、中島係長から説明してもらいます。本日追加ですいません。今日お配りしているホッチキス止めの資料があるかと思っています。それと地域の図を配りしていますのでこれをご覧ください。</p>
<p>事務局 (中島)</p>	<p>係長中島でございます。私からは地域での支えあい活動の推進ということで簡単ではございますが説明をさせていただきたいと思います。このホッチキス止めの資料が、まず、全体的に事業を推進していくもの、その中で、現状と進捗と課題、今後の展開ということで簡単にまとめている資料になります。社協としての地域づくりの支援ということで、基本的には住民の身近な圏域である自治会や隣近所を基盤として、民生委員さんとか郷づくり推進協議会等々と連携しながら日々の地域福祉活動の推進をさせていただいております。また平成28年ぐらいの生活支援体制整備事業ということで介護保険のほうからの地域づくりというのを言われ始めまして、そちらのほうのいわゆる第2層、生活支援コーディネート業務というものを郷づくり地域でのコーディネート業務というものを受託しながら今現在推進をしております。このA3の資料が、生活支援体制整備事業を中心として、事業推進の体制と関わっている団体を先生からオーダーをいただいて急遽まとめたものになります。ちょっとまだまだ関わっている個人団体等々もございますが、こういった方々と連携しながら日々地域、地域福祉活動の推進をさせていただいております。今、主に活動を進めていく中で、地域のほうで大きく課題になっているものとしては外出支援、お買物というものが大きく生活に直結する課題かなというところで、こちらに関しては先ほど玉来委員からもありましたように、車の貸出しとかあとは業者さんと移動販売についての検討や、今現在、様々な事業を進めているところです。そういった取組を各自治会長さんとかにお知らせをするために「福津のふくし」というものを発行させていただいて啓発活動を行ったり、社協の広報にも必ず地域の取組を盛り込んでお伝えをしたり、あと様々な場面で民生委員さんのブロック会議等々も出させていただいておりますので、そういったところで様々なご案内をさせていただいて啓発活動、また何かの取組のきっかけになればということで、現在、いろいろ様々進めているところです。あとまた全市的に先ほどちょっとありましたように、担い手不足あと後継者の課題というのも、ちょっと、最近よく出てくる課題になってきましたのでこちらのほうに関してもいろいろな事業</p>

	<p>を見ながらですね、検討していかないと感じています。この計画を策定した時よりも地域に関わる職員が今現在3名増員になっておりまして、中学校区エリアで一人一人担当をつけることができいております。今、結構以前に比べて細かく地域に出ていくことができるようになりましたので顔もかなり広がってきて、かなりいろいろな相談を受けることも多くなってきておりますので、そちらのほうの相談もきちんと受け止めてですね、ご助言できたりとか、一緒に解決していったりとか、専門機関につなぐとかいう意識を持っての地域での取組というところですよ。</p> <p>2ページ目に様々な活動している中で感じている課題ということで書かせていただいております。地域の課題ということで、やっぱり活動者が今、地域の課題を把握してないというところもありますので、やっぱり住民全体に、課題として意識を持ってもらうための協議の場づくりっていうのが引き続き必要かなと感じているところですよ。あと担い手の不足ということで、若い世代への地域参加というところ、きっかけがないと考えられたら、参加する決断というようなご意見もかなりありますので、そういったきっかけづくりのしやすい、参加しやすい環境づくり仕組みづくりというものを必要というふうに感じております。実際に取り組んでいる地域も既にありますのでそういった事例をほかの地域にも啓発をさせていただきたいと思っております。地域共生社会の実現に向けてはですね、専門職の地域の活動をやっぱり知っていかないといけないっていうところもあると思っておりますので、そちらの専門職への地域活動の啓発等も考えていかないといけないなというところ、やはり地域から相談を受けたら適切なところに繋いだり、きちんと相談を受けて解決に導いていくっていう姿勢が大事かと思っておりますので、専門職と地域との相互理解というのにも必要かなと思っております。そういった課題を見据えながら今後また事業を考えていきながら、より地域になるように進めていきたいと思っております。</p>
<p>事務局 (浅井)</p>	<p>3ページ目をお願いします。成年後見制度の利用促進っていうところで、一応目標として、成年後見制度が必要な人が本人らしい生活を継続できるように、権利擁護の地域連携ネットワークを構築するっていうことになります。福津市の体制としては、会長が先ほどおっしゃられたように、中核機関っていうのを設置しておりまして、それは中核機関というのは成年後見制度の利用促進のための機関っていうことで、福津市では成年後見センターとか大きな市とかで設置しているような形ではなくって、今ある相談機関が機能を分担する形で設置をしています。具体的にはここに書いてありますように成年後見制度の対象者ごとに市役所の高齢者サービス課、福祉課、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会が相談受付とか申立ての支援などをしていくっていうふうな形になっています。今後について必要な人がスムーズに成年後見制度につながって本人さんの状況に合った適切な後見人が選ばれるような体制づくりをして</p>

いかないといけないっていうふうに考えて動いていっているところです。課題としては成年後見センターっていう形で看板を掲げてないので、相談先が分かりにくいとか、社協で特に強く感じているのが、制度を利用しないと詐欺的な被害に遭っていたりとか、権利侵害を受けている人が制度を進めても利用するのを拒否されるっていうケースが多々あって、ちょっと制度のことをよく理解できてないから拒否されているっていうこともあるのですけれども、社協の現状としては、何回も訪問してお話しすることから始めて、定期的に訪問して時間がかかっても関係性から構築して受入れてもらって制度につなぐっていうようなことをしています。市役所とかそういう動きは、なかなか異動があってできないかと思うのですが、他の機関もそういうそんなふうに根気強く関わってくれたらいいなと思っていますが、なかなかそういう状況ではなくってつなぐっていうところが、今の社協の人員ではなかなか進めていくことが難しい状況になっています。次に、相談を包括的に受け止める体制づくり、いつでも相談できるまちづくりっていうところで、令和5年度から障がい者の総合相談窓口である基幹相談支援センターを社協で受託しました。対象者は身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、障害手帳のあるなしの種別を問わず、総合的な相談支援を実施しているところです。相談者としては、本人、家族だけではなくて、病院とか福祉関係事業者、民生委員児童委員さん、自治会長さん、地域住民、ケースワーカー、スクールソーシャルワーカー、保健所、警察など様々なところから相談がきています。相談内容の具体例としては、生活困窮虐待、触法、8050世帯、障がい者世帯、ひきこもり、障がい者本人と親の高齢化、障がい特性が強い長期入院、地域への移行、複数の問題を抱えたケース、例えば子が発達障害、配偶者が鬱病、親が要介護者、兄弟が精神障害といった世帯が実際にあります。詐欺の被害者になっていたが知らないうちに加害者になっていたケース、盲ろう者って目も見えないししゃべることもできない障がい者が福津市に引っ越してきますっていったときの生活の基盤を整えるっていうこととか、あと鬱病の弟と連絡がとれないっていうことで、遠方の兄から相談があったり、知的障害の母と発達障害の子の母子世帯、医療を拒否するひきこもり、地域で鎌を振り回す精神疾患の方のことを近隣から相談、祖母と知的障害疑いの孫2人の世帯で不衛生な環境、高齢者虐待世帯で、子が障害や障害疑い、医療的ケア児へのサービス量の不足、医療の必要性の高い子どもさんがいることによって、両親が働く子、働き続けることができないっていう世帯、家の前の道路に空き瓶を投げつける行為をする世帯、家で警察から連絡があったり、障害受容が行えていない人、支援を受入れない人。子供の知能検査ができる医療機関が少なくてなかなか予約がとれない、親に精神疾患があり中学性の息子に適切な支援ができない。長年のご近所トラブルケース、相談支援専門員から、支援世帯の親の認知症

	<p>疑いについての相談、お母さんも子供も知的と発達障害がある状態で転入してきて、生活基盤を整えていかないといけないとかっていうことで、課題としてはこういった課題を抱えた人たちを地域に埋もれさせない仕組みづくり、ひきこもりの方とかも同じなんですけれども、幼少期からの生きづらさを、早期発見早期対応していかないといけないっていうふうに考えています。保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校っていう成長による切れ目がない対応が現実できていない。中学校の卒業で先生とかスクールソーシャルワーカーが途切れてしまい、高校卒業で市のこども課と途切れてしまい、時間がたって困窮相談とか社協の貸付けとかにつながるっていうようなパターンとかもよく見られています。課題のところに書いているように、こういった相談が地域の方々から上がってきたときに、国が進めている包括的な支援体制の構築のための事業である重層的支援体制整備事業を福津市はまだ実施していませんので、子ども子育て、学校、障がい、高齢などのあらゆる分野の相談窓口が、それぞれの分野にとらわれずに課題を受け止めて適切な支援に努め、つないでいかないと、どんどん網の目からこぼれ落ちていっているっていうふうに感じています。社協はそういう思いで相談を受け止めてはいるのですが、他の機関では縦割りのところもあってなかなかうまくいってないなというふうに思っています。特に福津市は人口増で、子供もとても増えているので、子供とかそのお母さんとかが支援機関につながってないっていうケースもすごく多く感じているところで、それらを何とか福津市全体として取り組んでいかないといけないんじゃないかっていうことを強く感じています。社協から以上です。</p>
<p>村山会長</p>	<p>ありがとうございます。地域づくりの全体像ですね。それと成年後見制度に関する相談支援体制をつくられているっていうことですのでその説明と、あと障害者分野での総合的な相談機関であります相基幹相談支援センターがこの間設置されて大きな役割を果たしているなっていうのが見てとれますけど相談にきている内容は、かなり多岐に渡っていて、いわゆる純粹に障害のだけの問題というよりは、障害のある方のお子さんの問題とかですねいろいろ世帯全体に関わるいろんな課題も受け止めているっていう実情はですねよく分かりましたけど、先ほど、課題等では出ていました基幹相談支援センターはあくまでも入り口になりますので、その他いろいろ高齢者の相談窓口とか生活困窮者の窓口とかありますけど、それぞれが運用にとらわれずに課題を協働で取り組んでいくっていうような体制づくり、この計画でも施策の9ですかね、総合的な相談体制をつくるっていうことで、国が推進している重層的支援体制整備事業をどうするかっていうのは、この計画期間の中で検討しようということになっていましたけれども、ちょっとあわせて行政のほうから、この重層的支援体制整備事業、つまり分野にこだわらずにいろんな相談を丸ごと受け止める体制づく</p>

	<p>りというのを国が進めていますけれども、それを重層的支援体制整備事業と言いますが、必ずやらないといけないって法律ではないのですがこういうのをつくってもいいですよとかついたら国のほうで少し支援しますよとかいうことになっているんですけどこれについての今のところのお考えをお願いできればと思います。</p>
<p>事務局 (青谷)</p>	<p>重層的支援体制整備事業ということで、たしか去年の8月ですかね会議があったときに、会長のほうから福津市の導入状況であるとか、今後どうしていくのっていうところで、私がちよっとお話しさせてもらった中では、今会長が言われたようにもうこの第3期の計画、その中に総合的な相談支援体制というところで記載もされておりますし、市としてどう取り組んでいくかというところの課題ってというのは、この計画の中でもうたわれているというところは認識した上で、重層的支援体制整備事業、課題としましては先ほど基幹相談支援センターの具体的な事例の中でもたくさん出てきました。個人であるとか世帯を超えたですねもう今複雑化、あるいは複合化しているそういう課題ですね、これに対してどう取り組んで解決していくかと。一つには8050問題であるとか、ごみ屋敷問題とか、なかなか行政は高齢者なら高齢者、子供なら子供、いわゆる特化した部分の相談というのはそれぞれの部署で持っていますし、取り組んでいるのですが、どうしてもその複合的な話になって、なかなか総合的な解決にはつながらないというところの非常に消化不良みたいなところがあった。去年の8月からいろいろ、他市の状況であるとか、どのような形で導入すべきかとかいろいろ調査研究という形をさせてもらい、なおかつあと実際導入してある自治体に視察というかですね、近隣でいけば岡垣町、そちらが既に導入しているということで、社協さんと一緒に今年の1月に、実際出向いていろいろこちらの考えている課題であるとか、実際どういうふうに取り組んでいるかというところの具体的な話をさせてもらいまして、これやはり、横断的に相談、課題を解決するにはやはり重層的支援体制整備事業っていうのが必要だよっていうところの認識は、感じたのかなっていうところで、これを具体化していくための次の課題というところで考えたのが、まずは庁舎内のそれぞれの高齢者であるとか、障がい者、生活困窮者、あるいはこども部門、それぞれ縦割りの状況であるんですけども、重層的支援体制整備事業という事業がありますよというところの認識、共通の認識ですね。あと連携で、この制度を導入するためには、各課でそれぞれ相談体制を踏まえてどういう課題があるか、必要であるかっていうところ庁舎内での課題解決が大きく一つあるのかなと。それを踏まえまして、やはりこの制度導入のためにはやっぱり、社協さんのとの連携というところが二つ目と。三つ目はやっぱりこの事業実施のためには予算確保も必要になりますし、財政部局との協議、あるいは予算化するための実施計画の計上というところが大きな課題、三つぐらい大きな課題があるよねっ</p>

	<p>ていうところをちょっと踏まえたというところが今現状、現状の課題認識っていうところまでは行けたのかなと。先ほど事業の進捗は、2割ぐらいっていう、今の認識ではそういった課題をどう解決していくかっていうのがこれからの課題かなというふうに思っております。なかなか制度導入がうまいこといかないなっていう、福祉課内の人員の確保であるとか、他の事業が、ウエイトが大きいとか、そういうところもありまして、気持ちと現実が結びつかないなというところで、今に至っているというところがございます。今後も社協さんとも連携し、他課の連携もそうでしょうけれども、そういったところを踏まえていわゆる予算措置に向けて今後動いていけたらいいかなというふうに考えておるところでございます。</p>
<p>村山会長</p>	<p>ありがとうございます。では地域づくり、それから主に相談体制ですね相談支援体制の構築の状況をご説明頂いたわけですけど皆さんのほうから何かご質問とかご意見ありましたら。</p>
<p>谷岡委員</p>	<p>私初めてこの基幹相談支援センターのチラシを見ていたんですよ。でもそれが何なのか、刷り込みが障がい者になっていたから、車椅子の方かなとか耳が聞こえない人かなとかそういう自分への刷り込みがあったので、私には関係ないのだなと思ってこの間、社協さん主催の勉強会、研修会に行かせてもらって、ちょうど基幹相談支援センターの方のお話を聞いたら、それだけじゃないチラシの裏にいろいろ書いてあったのだと思って福祉会の集いのときに皆さんにご紹介したのですよ。こういうのがありますよって。だからもし困っている方がいたら、そこに相談してくださいねっていうのをすると、1人の方が地域の方のお友達にこういう人がいるよっていう相談を受けていて、ここに相談したらいいよという連絡をしてくださったので、地域の人にもっと、そういうところがあるよっていうのを分かってもらってっていうのも必要なのかなと。自治会でもそういうのを、役員会があったときに組長さんたちにも紹介してほしい、自治会長さんのほうから紹介してほしいなっていうのも思ったことがあるんですよ。だから、もっと何かそういう話は皆さんが知っていると目を向けやすいし、あの人はっていう見方じゃなくて困ってるんだろなっていう思いで相談を持って行ってほしいと思います。役所とか、専門のところにはばかり押しつけるんじゃないで、地域の人をもっとそういうことが分かって地域ぐるみで見えていける、何か社会ができたらいいなっていうのは、私は思ってるんですけどね。それこそ地域福祉では、それをもってだから私はいろんなそういう方たちの勉強、テレビとかね、そういう情報があればそういうのをなるべく自分でも勉強して、やっぱり刷り込みっていうのがありますからね、新しい情報を私はやっぱりもらって行って、周りの人に伝えて行ってあげたいなっていうのはあるんですよ。固定したものの見方じゃなくて、やっぱりそういう人がいるんだよ、そういう人も苦しんでるんだよっていうことをお伝えしていけたらいいなあというのを、最近感じるように</p>

	なっています。
村山会長	<p>ありがとうございます。地域包括もそうですけど、基幹相談って何の相談機関かイメージが沸きにくいし、一応障がい者ではあるけど、何でも取りあえず持っていってみたいというところありますよね。重層とか包括的支援体制になっていったらなおのこと、この個別領域の相談機関も、取りあえずなんでも一旦受け止めるっていう機能になっていくと思うので、余りこう、その障がい、こちらの市民のほうもあんまり縦割りでは見ないようにしていくっていうのも大事かもしれませんし、ちょっと分かりやすく支援機関の機能をどうやって地域に伝えていくかっていう大きな問題かなと思いましたし、そういう機関が身近なところにあるんだって分かれば住民の方も安心していろいろ活動に関わって、いろんな方に目を向けていくこともできるのかなと思いますので、そこは本当に、どうやって浸透させていくかっていうのは大きいかなと思いますありがとうございます。</p> <p>他に何かご質問ございませんか。</p> <p>地域の図ですけど、3層は小地域福祉会、第2層のところは専門職の配置は分かりますが、例えば第2層SCのところ、郷づくり圏域に配置、福間とか、福間南とかいろいろ書いてあるとか、エリア、中学校区っていう、もうちょっと大きな枠もありますけど、ここっていうのは住民の方々の、組織であるとか話合いの場っていうのは、このレベルだと、何になりますか。</p>
事務局（中島）	<p>福間、福間東中学校、津屋崎という3エリアですが、第2層SCの福間南と書いてあるところはそれぞれ郷づくり推進協議会という住民自治組織がありまして、中学校区単位ではそういった話合いの場は特にない。津屋崎とか、福間とか8個の郷づくりの圏域それぞれに1か所ずつ郷づくり推進協議会があります。住民の組織とか話合いの場としては、これは郷づくりになるということです。2層の住民の話合いの中心は郷づくりと考えております。</p>
村山会長	<p>いわゆる介護保険で言っている協議体っていうのも一応郷づくりの協議会ですかね。郷づくり推進協議会が一応協議体も兼ねているという理解でいいんですか。</p>
事務局（中島）	<p>明確には兼ねてはいませんが、そこの部会も結局同じようなこと話し合うので、そこの部会をそういう位置づけでも持っているっていう感じです。</p>
村山会長	<p>なるほど。このコーディネーターを配置するとか、これって介護保険ですよ。高齢者の介護予防、生活支援をやるのに、地域の活動を活発にしていきたいと思いますということで配置されていますけど、郷づくりと連携していくってなると高齢者問題に限りませんよね。まちづくり全体ということで子育ての問題とかもあるかもしれませんし、コーディネーターの機能と</p>

	して、高齢者に特化しているわけではなくて、地域づくり全体を支援するという位置づけになっているっていう理解でいいんですか。
事務局 (中島)	第2層ですし生活支援コーディネーターは地域の住民の方にそれぞれお願いをさせてもらっています。決して専門職じゃなくても地域住民の視点でというところです。
村山会長	分かりました。私ちょっと1人だけ福津じゃないので、ちょっとその図を理解しようと思って、ちょっと質問させていただきました。他に皆さん何かございますか。だいぶ勉強になりました。中核機関といってもどっかひとつ場所があるわけじゃなくて、今までの相談機関とか行政の窓口が、成年後見制度の相談窓口でもあるというふうな形ということですね、1か所どこかにセンターがあるということではないのですね。あと、重層的支援体制整備事業の検討状況は分かりましたので、引き続き検討していただきたいということですが、重層的支援体制整備事業をやらないのであれば独自の形で包括的支援体制を構築するっていうことになる。包括的支援体制自体は何かしらつくらないといけない。法律上ですね、つくらないといけないと思いますが、それ重層っていう国の仕組みをつくって使うか使わないかは自由ですけど、横断的な市相談支援体制は何かしら、福津市ではこういう形でやっていますっていうのは、明確なものが、何かあったほうがいいのかと思います。なので、重層を受けるか受けないかっていう、やるかやらないかってのもありますけど、福津市の包括的な相談支援体制はどういうことがいいのかっていうことで、ちょっと基本的なところで考えて、もちろん、行政としても、この重層に関してどう取り組んでいくかっていうのは、検討する必要があると思います。
事務局 (青谷)	もちろん検討していく必要がございますし、まだやらないという結論ではないと思いますし、それに関しては予算も伴うこととございますし、そういったところをクリアしながら、一方では今、社協さんのほうがですね基幹相談支援センター、いわゆる包括的な支援、相談体制も担っていただいています。かといって、そのままでいいという訳ではございませんので、行政としてはあくまでも重層というのをどういう形で具現化していくかというのは、今後取り組む必要があるというふうには考えております。
村山会長	どちらかという重層のほうも必要性は、やっぱり担当部署としては感じつつ、進めているということですので、期待して見守っていきたいと思います。では、他にご意見なければ、今後のスケジュール。よろしいでしょうか。
事務局 (山本)	【8. 今後のスケジュール（予定）について】 来年度がこの計画の前年度となります。次の策定年度が令和8年度ということで、今日は委員の皆様には委嘱状を令和8年3月までということをお願いしておりますので、来年度は、今のメンバーでまた、いろいろご意見とかいただきたいと思います。また来年度も次の策定の新しい計画の策定

	<p>に向けてですね、こういったふうな計画をしたらいいかとかいうところも、ご意見を積極的に頂いて、より皆さんのニーズにこたえられるような計画にできればと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。来年度につきましてもまた、日程調整をさせていただいて、審議会の日にちの決定をさせていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。事務局からの連絡は以上です。</p>
村山会長	<p>今日予定された審議事項は以上になります。各委員の皆さんから出された意見を踏まえて、また活動を進めていただいて、来年度はまた進捗状況をご報告頂ければと思います。</p> <p>今年度の審議会はこれで終わりにしたいと思います。</p>